

第1次 津山市債権管理計画

～課題の把握と解消に向けて～

平成29年8月

津 山 市

目 次

1.はじめに	P.1
2.計画の期間	P.1
3.現状と課題	P.1
4.共通して取り組む項目	P.2～5
5.債権の性質に応じた具体的な取り組み	P.6
6.収入未済額の現状と計画期間の数値目標	P.7～8
7.スケジュール	P.9

津山市債権管理計画

1. はじめに

津山市は、市が有する債権について、市民負担の公平性を確保し、財政の健全化を図ること、及び法令の規定に従い全庁一体で効率的・効果的な取り組みを行うことを基本的な考え方とした「津山市債権管理適正化に関する基本方針」を平成28年10月に策定しました。

本計画は、基本方針の3つの指針である「適正な管理に向けて」、「滞納債権の回収に向けて」、及び「債権管理の環境整備に向けて」について、具体的な取り組みとその時期を定めたものです。計画を策定し、実施することで全庁で1つの目標に向けて継続した取り組みを実現させます。

また、資力の乏しい債務者に対しては、資力回復に向けたサポートを関係機関と連携して行います。

なお、計画は津山市債権管理適正化本部が核となり、PDCAサイクルに基づき実施します。

2. 計画期間

平成29年10月から平成33年3月まで

※第10次津山市行財政改革の実施期間と同期とします

3. 目標

平成27年度末現在の、本市における収入未済債権の合計は約31億5千万円となっており、税等の強制力のある債権の収入未済額は減少傾向にありますが、全体で見ると依然として高い水準で推移しています。

このような課題を解決するためには、収納率の向上や収入未済額の削減に係る目標数値を設定し、課題解決や目標実現に向けた具体的な取り組みを掲げ、それを実行し、継続的に改善を図ります。

H27年度収入未済額約31.5億円 → H32年度収入未済額約26.2億円

4. 共通して取り組む項目

(1) 適正な管理に向けて

① 実態の把握

◆ 法令等の理解と活用

債権の性質（自力執行権の有無）を理解するとともに、債権の発生から収納・整理に至るまでの根拠法令を十分踏まえた事務の流れを作ります。

◆ 債務者等の実態把握

債務者の納付資力の分析は元より、保証人及び連帯保証人についても同様に分析を行い、負担能力を把握します。

また、転居等に伴う住所移転については、市にあらかじめ連絡を入れることを承諾させ、行方不明者の発生を予防します。

債務者が亡くなられた場合、債務を相続する相続人の取り扱いを定め、迅速に債務の承継を通知することで債務者が不存在になることを防止します。

② 債権発生時の留意点

◆ 賦課・契約時の取り扱い

自力執行権のない非強制徴収公債権及び私債権について、後日滞納が発生することを視野に入れ、債務者が調査についてあらかじめ同意する文言を盛り込んだ契約書・申込書等を作り、滞納発生後の調査をスムーズかつ迅速に行います。

◆ 契約・決定等の通知

債権・債務が市と相手との間で成立する際の各通知書等に、債務履行の義務及び不履行・滞納になった場合のペナルティについて明記し、そのことを相手に説明し理解を求めます。

③ 日常管理

◆ 記録の整備

債権発生から収納・整理に至るまでの管理・記録に関する様式を統一し、迅速かつ合理的な管理を行うよう債権管理システム（電算）を構築し、情報の一元化を図ります。

◆ 納期内納付の推進

納め忘れを防ぐため納付こよみの作成や、納付の利便性向上に向け口座振替及びコンビニエンスストア納付等について検討します。

◆ 進行の管理

所管課において、債権管理の実務者と進行管理者を定め、債権の発生から収納・整理まで業務が遅滞なく、漏れなく遂行できるよう各役割を決め進捗管理を行います。

◆ 債権の保全

債務者の現況を注視することを始め、日頃から官報等の情報をチェックし、破産時の配当手続きへの参加等を行い債権の保全に努めます。

(2) 滞納債権の回収に向けて

① 滞納が発生したとき

◆ 督促の徹底

納期内に納付がなされない場合、該当法令に基づく督促を書面にて漏れなく行い、法的手続きに移行することを視野に入れた手順を踏みます。

また、必要に応じて債務者に対し来庁要請をし、納付相談を行うことで滞納の解消を図ります。

◆ 弁護士の活用

長期に渡る滞納及び悪質な滞納で困難事案に該当するものは速やかに顧問弁護士と相談を行い、解決に向けた指導を受け対処します。

そして、法的手続きに移行する場合は、訴訟等に必要な経費と回収可能額を検討した上で行い、無益な訴訟になることを予防します。

また、少額で軽微な内容なものについては市職員が支払督促等の法的手続きを行い、債権回収に努めます。

② 徴収の強化

納付できる資力があるにもかかわらず納付しないものに対しては、債権の特性に応じ次の通り厳正に対処します。

◆ 強制徴収公債権

税等の強制執行が自力で可能なものについては、根拠法令に基づき速やか

に差し押さえ等の滞納処分を実施し、債権の回収を行います。

◆ **非強制徴収公債権及び私債権**

支払督促、少額訴訟、通常訴訟等の法的手続きを行うことで債務名義を獲得し、強制執行が可能となるよう進めます。

③ **徴収の猶予・停止、債権放棄**

◆ **徴収の猶予**

滞納債権を一括して納付する資力がない場合は、厳密な調査を経た後に分納あるいは法令等に基づき徴収の猶予及び履行延期の特約等を適用します。

また併せて資力の回復に向けた生活支援を関係機関と連携して行います。

◆ **徴収の停止**

債務者が行方不明となった場合、また法人である債務者が事業不振等で事業を廃止もしくは同等の状態になった場合等、事実上徴収が困難な場合、あるいは債権回収を法的手続きをもって行う場合に費用対効果がいちじるしく低い場合には、徴収の停止及び免除を検討します。

◆ **債権放棄**

できる限りの徴収努力を行った結果、徴収不能と判断される債権及び時効等をすでに迎え、実質的には価値のない債権（不良債権）については、実際の資産として管理することは無意味なため、法令等の基準に照らし債権放棄を行い整理します。

(3) **債権管理のための環境整備に向けて**

① **債権管理マニュアルの作成**

◆ **共通マニュアルの作成**

全庁で一体的に処理手順等を定めたマニュアルを作成し、統一された処理が継続して行います。

◆ **サブマニュアルの作成**

共通マニュアルで補完できない事項について、各債権の特性等に沿ったサブマニュアルを作成し、きめ細やかな対応をします。

② 人材育成

◆ 研修制度の充実化

職員が債権管理についての法務知識及び実務について理解が深まるよう各研修会への参加や外部講師の招聘による研修会を開催し、スキルアップを図ります。

◆ 弁護士相談と指導

平素から債権管理について相談が行えるよう、債権について造詣の深い弁護士と顧問弁護士契約を結び、知識の習得とスムーズな法的手続きの移行を可能とさせます。

③ 組織的な対応

◆ 債権管理適正化本部の設置

債権の適正な管理を継続して実現するために、津山市債権管理適正化本部を中心に課題の把握とその解決に取り組みます。

また、本部の下部組織として、幹事会、ワーキング会議を置き実務に沿った改善策の提案とその遂行を担います。

④ 法令整備

適正かつ迅速な債権管理を実行するため、債権回収の強化（法的手続き等）及び債権の整理（放棄）を可能とする条項を備えた「債権管理条例」を制定し対応します。

また、債権に関する法的手続きが適宜とれるよう地方自治法第180条に基づく議会から市長への専決処分の指定を受け迅速に対応が可能となるようにします。

5. 債権の性質に応じた具体的な取り組み

(1) 強制徴収公債権

- ・ 初期対応を迅速かつ的確に実施します
- ・ 書面による通知の他にも電話催告を行い、納付義務の認識を深めていただきます
- ・ 催告を必要に応じ行い、うっかり忘れがないよう啓発します
- ・ 生活実態等の把握を目的に臨戸訪問を行い資力の分析と対話による納付相談を行います
- ・ 債務者のかかえている債務全体を分析し、徴収プランを策定します
- ・ 第3債務者（給与等の支払義務者）に対し積極的に差押の協力を依頼し、滞納の解消につなげます

(2) 非強制徴収公債権・私債権

- ・ 債権の時効に留意し、債務者に債務承認を行っていただき、時効を防ぎます
- ・ 書類等の返戻があった場合は、速やかに住所・戸籍の調査を行い、居所の把握に努めます
- ・ 催告書を定期的に送付し、返済義務の認識を深めていただきます
- ・ 職場研修を行い、知識の習得と実践力の向上を図ります
- ・ 早い段階で納付を呼びかけ、滞納が膨らむことを防止します
- ・ 債務者（相続人を含む）及び連帯保証人に債務残額を定期的に通知し、返済義務の認識を深めていただきます

6. 収入未済額の現状と計画期間の数値目標

会計	種別	所管課	債権名	27年度決算額	28年度決算見込み額	29年度目標	30年度目標	31年度目標	32年度目標
一 般 会 計	強制徴収公債権	税制課	市税	527,501	481,383	498,600	498,600	485,500	462,400
				95.70	96.20	96.00	96.00	96.10	96.30
		子ども課	保育所負担金(保育料)	78,874	65,902	65,279	64,656	64,033	63,410
				90.10	89.00	90.60	90.70	90.80	90.90
			児童扶養手当等返還金	12,466	13,644	10,574	8,142	6,228	4,733
				16.30	22.17	22.50	23.00	23.50	24.00
		生活福祉課	生活保護費返還金	63,211	56,993	34,000	33,500	33,000	32,500
				20.26	22.78	30.61	30.93	31.25	31.58
		管理課	道路橋りょう使用料	240	152	150	145	140	135
				99.20	99.20	99.20	99.20	99.20	99.20
	非強制徴収公債権	臨時福祉給付金対策室	その他返還金	0	55	30	10	0	
				0.00	80.00	90.00	95.00	0.00	
		高齢介護課	特別老人福祉施設負担金	5,082	4,530	3,863	3,267	2,739	2,380
				90.20	91.70	92.00	92.50	93.00	93.50
		管理課	法定外公共物使用料	507	461	450	440	430	420
				68.80	63.80	65.00	66.00	67.00	68.00
	子ども課	幼稚園使用料(保育料)	2,804	2,849	749	687	673	379	
			87.30	83.40	83.30	94.90	95.20	95.30	
	私債権	人権啓発課	低所得者生業資金貸付金	2,431	2,431	0			
				0.00	0.00	0.00			
		生活福祉課	生活改善資金貸付金	47,141	46,799	1,855	1,605	1,355	1,105
				73.41	73.60	98.60	98.79	98.98	99.17
		生活福祉課	災害復旧資金貸付金	719	719	0			
				0.00	0.00	0.00			
		生活福祉課	災害援護資金貸付金	35,238	34,706	28,521	25,811	24,861	23,941
				3.87	1.51	3.60	3.63	3.68	3.70
		障害福祉課	その他返還金(補装具給付費等)	157	157	0			
0.00				0.00	0.00				
高齢介護課		高齢者住宅整備資金貸付金	13,802	13,777	627	567	507	447	
			0.10	0.20	3.80	9.60	10.60	11.80	
建築住宅課	公営住宅使用料	211,757	221,772	231,377	239,642	246,991	253,512		
		79.88	81.42	82.65	83.55	84.10	84.60		
建築住宅課	新築住宅資金等貸付金	1,779,101	1,757,195	1,628,831	1,590,705	1,543,392	1,486,811		
		66.30	56.80	70.00	85.00	90.00	80.00		
加茂支所市民生活課	奨学貸付金元利収入	641	459	339	258	198	138		
		30.17	32.60	32.06	31.93	23.26	30.30		
加茂支所産業建設課	貸地料(五輪原)	522	522	434	434	434	434		
		91.62	81.62	84.22	84.22	84.22	84.22		
加茂支所産業建設課	貸地料(定住促進団地)	802	814	786	747	699	660		
		70.50	69.50	68.50	66.90	64.50	62.40		
勝北支所市民生活課	有線施設修繕工事損害賠償金	91	91	0					
		0.00	0.00	0.00					
保健給食課	その他返還金(嘱託員報酬)	41	41	31	21	0			
		0.00	0.00	24.38	48.76	0.00			
一般会計合計(収入未済額)				2,783,136	2,705,459	2,506,501	2,469,242	2,411,185	2,333,409

会計	種別	所管課	債権名	27年度決算額	28年度決算見込み額	29年度目標	30年度目標	31年度目標	32年度目標
特別会計	強制徴収公債権	保険年金課	国保料	287,424	255,610	245,500	232,700	218,400	203,200
				84.00	84.90	84.90	85.00	85.20	85.50
			後期高齢者医療保険料	2,586	3,048	2,980	3,070	3,050	2,960
				99.00	99.10	99.10	99.00	99.10	99.10
		高齢介護課	介護保険料	14,745	16,120	16,300	17,100	17,400	17,600
				98.00	98.00	97.90	97.90	97.90	97.90
		下水道課	下水道使用料	7,834	17,107	8,432	176,419	11,739	10,214
				99.14	98.25	99.00	84.86	99.00	99.00
			農業集落排水使用料	406	489	351	3,885	257	223
				98.06	97.80	98.00	98.00	98.00	98.00
			受益者負担金	7,403	6,369	7,717	7,559	7,401	7,243
				78.71	76.80	76.95	77.43	77.90	78.37
	受益者分担金	3,990	3,279	3,353	3,211	3,070	2,929		
		82.98	87.10	87.28	87.81	88.35	88.88		
	非強制徴収公債権	保険年金課	一般被保険者第三者納付金	2,272	2,637	2,550	2,450	2,350	2,250
				66.40	73.20	74.10	75.10	76.10	77.10
			一般被保険者返納金	13	8	0			
				91.00	94.00	0.00			
		退職被保険者等返納金	636	536	486	436	386	336	
			96.60	96.10	96.40	96.80	97.20	97.50	
私債権	下水道課	融資あっせん損失補償金	624	504	424	184	0		
			24.24	19.22	15.86	56.56	100.00		
	生涯学習課	奨学金返還金	523	523	1,322	1,442	1,115	1,235	
			74.98	73.83	58.89	66.73	72.02	78.38	
特別会計合計（収入未済額）				328,460	306,235	289,417	448,458	265,169	248,192
公営企業会計	私債権	業務課	上水道使用料	44,548	41,633	40,329	40,329	40,329	40,329
				98.32	98.45	98.50	98.50	98.50	98.50
			簡易水道料金	1,333	1,320				
				98.44	98.42				
公営企業会計合計（収入未済額）				45,881	42,953	40,329	40,329	40,329	40,329
収入未済合計				3,157,478	3,054,648	2,836,248	2,958,030	2,716,684	2,621,931

(注)その1

2段の表は次の数値を表します

上段(収入未済額)	…単位:千円
下段(収納率)	…単位:%

その2

千円単位の表示のため、各債権を合計したものと収入未済合計は一致していません。

その3

生活保護費返還金は、H26年度より法改正により強制徴収公債権となりました。

また、一部にはその性質により非強制徴収公債権となるものがあります。

その4

児童扶養手当等返還金の一部にはその性質により非強制徴収公債権となるものがあります。

その5

下水道会計のうちH30年度は公営企業会計への移行があるため、2か月分の入金が当該年度決算に反映されません

公営企業会計は会計の性質上、3月調定分(納期4月末)の収入が3月末で反映できないので、6月1日を基準日としています。

簡易水道会計は、平成29年度に上水道に統合されたため、上述と同様に6月1日を基準日としています。

7. スケジュール

平成29年10月～平成33年3月

平成29年	8月	債権管理計画策定
	9月	債権管理条例制定
	11月	債権管理システム導入業者決定
	12月	市長専決事項の追加
平成30年	2月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
	4月	債権管理システム・データ移行作業開始
	7月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
	8月	債権管理システム・仮稼働開始
	10月	債権管理システム・本稼働
平成31年	2月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
	7月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
平成32年	2月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
	6月	第2次債権管理計画策定開始
	7月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
平成33年	2月	債権管理適正化本部会議・幹事会議・ワーキング会議
	3月	第2次債権管理計画策定